

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月20日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 中島 靖

◎ 調達案件番号 007 ◎ 所在地番号 47

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 平成30年度赤嶺トンネル（北側）
工事（電子入札対象案件）

(3) 工事場所 沖縄県那覇市安次嶺地内

(4) 工事内容 道路土工 1式、トンネル工
（機械掘削工法）約800m、インバート工
約800m、坑内付帯工 1式、カルバート工
1式、坑門工 1式、掘削補助工 1式、
仮設工 1式、業務委託料 1式

(5) 工期 契約締結の翌日から平成33年3月
18日まで。

(6) 本工事は、技術提案を受け付け、価格以
外の要素と価格を総合的に評価して落札者
を決定する総合評価方式（技術提案評価型S
型）の適用工事である。また、品質確保のた
めの体制その他の施工体制の確保状況を確認
するとともに、施工内容を確実に実現で
きるかどうかについて審査・評価を行う施
工体制確認型総合評価方式の試行工事であ
る。

(7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提
案を受け付ける契約後VE方式の試行工事
である。ただし、総合評価に係る範囲は対
象としない。

(8) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化
等に関する法律」（平成12年法律第104号）に
基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄
物の再資源化等の実施が義務付けられた工
事である。

(9) 本工事は、資料の提出、入札を電子入札
システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムにより難しいもの

- は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
- (10) 本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。
- (11) 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出（業務委託料がある場合は、業務委託料の内訳書も含む）を義務付ける工事である。ただし、業務委託料が概略発注方式となっている業務委託料の内訳書については提出する必要はない。
- (12) 本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンドの対象工事である。
- (13) 本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という）及び段階的選抜方式における一次審査に係る確認資料（以下「確認資料」という）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の試行工事である。
- (14) 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
- (15) 本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年2月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46-2号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。
- (16) 本工事は、参考見積書を競争参加資格確認資料と併せて提出する適用工事である。
- (17) 本工事は、週休2日の取り組みを推進す

るための試行工事である（詳細は入札説明書による）。

- (18) 本工事は、男女別の環境改善型トイレ（「快適トイレ」という）の設置について、推進する工事である。
- (19) 本工事は、契約数量の一部について、当初は率計上により積算し変更時に精算を行う概略発注方式の試行工事である。
- (20) 本工事は、ワークライフバランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けられた企業その他これに準ずる企業を評価する工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定JVとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であること。なお、特定JVの構成員は最大3社とする。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 沖縄総合事務局における一般土木工事に

係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定JVのうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記（2）の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定JVのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。

（5） 単体有資格業者は、平成15年4月1日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡ししが完了した施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という）にあっては、構成員の1社以上が、平成15年4月1日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡ししが完了した施工実績を有すること。

特定JVを2社とする場合の代表者は、平成15年4月1日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡ししが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成15年4月1日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる②の工事を元請けとして完成・引渡ししが完了した施工実績を有すること。ただし、代表者、又は代表者以外の構成員のいずれかが④の施工実績を有していること。

特定JVを3社とする場合の代表者は、平成15年4月1日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡ししが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員のうち1社は、平成15年4月1日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる②の工事を元請けとして完成・引渡ししが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員の残りの1社は、平成15年4月1日から技術資料の

提出期限日までに、次に掲げる③の工事を
元請けとして完成・引渡しが完了した施工
実績を有すること。ただし、代表者、又は代
表者を以て有していること。④の施工実
績を有していること。共同企業体の
構成員としての実績は、出資比率が20%以
上の施工実績について、共同企業体の
構成員としての実績は、出資比率が20%以
上の施工実績に限る。

- ① NATM工法によるトンネル工事、
内空面積が75m²以上かつ施工延長700m
以上の施工実績を有すること。
- ② NATM工法によるトンネル工事の
施工実績を有すること。
- ③ NATM工法によるトンネル工事、
矢板工法によるトンネル工事、又は地
中掘削工（管路推進工で管径1,000mm
以上かつ延長100m以上）の施工実績を
有すること。
- ④ 沖縄県赤土等流出防止条例に基づく
赤土等流出防止対策、又はそれと同等
以上の水質汚濁防止対策の施工実績を
有すること。
なお、同等以上の水質汚濁防止対策
とは、事業行為にともない降雨時に発
生する赤土等の流出を防止するための
発生源対策等があり、かつ濁水の排水
基準（浮遊物質濃度200mg/L以下）が設
定されている対策をいう。

ただし、上記の①、②、③、④は同一工
事である必要はない。
当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又
は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾
空港関係を除く）のうち上記に示す実績にあ
っては、工事成績評定点が入札説明書に示
す点数未満のものを除く。
（6）単体有資格業者及び経常JVの構成員、
特定JVの代表者、特定JVの代表者以外
の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任
技術者又は監理技術者を当該工事に専任で
配置できると。また、配置予定技術者が、

現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② (ア) 単体有資格業者の配置予定技術者にあつては、平成15年4月1日から技術資料の提出期限日までに、上記(5)①、④に掲げる工事の経験を有する者であること。

(イ) 経常JVの配置予定技術者にあつては、構成員の1社以上が、平成15年4月1日から技術資料の提出期限日までに、上記(5)①、④に掲げる工事の経験を有する者であること。

(ウ) 特定JVの代表者の配置予定技術者にあつては、平成15年4月1日から技術資料の提出期限日までに、上記(5)①に掲げる工事の経験を有する者であること。

(エ) 特定JVの代表者、又は代表者以外の構成員のいずれかの配置予定技術者にあつては、平成15年4月1日から技術資料の提出期限日までに、上記(5)④に掲げる工事の経験を有する者であること。

(オ) 上記(ア)～(エ)の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

(カ) 当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事(いずれも港湾空港関連を除く)に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(キ) 配置予定技術者が、評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象

期間の以前に加えることができる（詳細は入札説明書による）。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者及び監理技術者にあつては、直接かつ恒常的な雇用関係がある者とする（詳細は入札説明書による）。
- ⑤ 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合しないことを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

(7) 各構成員において、沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係を除く）で当該工種における過去2年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(8) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記1(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣元含む）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関

係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

- (11) 指定した課題に対する技術提案が適切であること。
なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合、技術提案にその旨を記入すること。
(12) 技術提案の内容について、配置予定技術者へのヒアリングを行うが、申請した配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合は競争参加資格を認めない。
(13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設、業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除を要し、請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(14) 競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合は、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備とし、より、参加資格の確認ができないうえ、提出されなかった場合も不合格とする。

3 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み
本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
① 提出された申請書等により、下記1)に示す一次審査を実施し審査評価点合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、沖縄総合事務局開発建設部入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記2(4)の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべ

ての者を含む)に追加する。

- ② 一次審査評価点合計上位15者(ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む)及び上記3(1)①により追加された者によって提出された技術提案書により、下記2)に示す二次審査を実施する。
- ③ 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
- ④ 下記(2)(イ)の技術提案により最大60点の加算点を与える。
- ⑤ 下記(2)(ア)の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
- ⑥ 標準点、施工体制評価点及び二次審査の結果により付与された加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という)を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

1) 一次審査

以下の項目(ア)から(イ)における審査評価点合計の上位15者(ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む)以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、沖縄総合事務局開発建設部入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記2(5)の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、上位15者(ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む)に追加する。

(ア) 企業の能力に関する事項

(イ) 技術者の能力に関する事項

※ 最大 25 点の審査評価点とする。

2) 二次審査

技術提案書を提出した者を対象に実施する。ただし、上位 15 者（ただし、15 者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）及び上記 3 (1) ①により追加された者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。

(2) 施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

評価及び審査項目以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

(ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

(イ) 性能等の評価に関する事項

(i) 工事目的物の性能、機能に関する技術提案

・「覆工コンクリートの耐久性向上」について

(ii) 社会的要請への対応に関する技術提案

・「モノレール橋脚との近接施工に関する施工上の工夫及び施工管理・計測管理で配慮すべき技術的留意点」について

※ (ア) の項目で最大 30 点、(イ) の項目で最大 60 点の加算点とする。

(3) 入札の評価に関する基準 総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

なお、過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）の場合は認めない。

・技術提案

・施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

(4) 技術提案の審査 技術提案の審査の審査項目は入札説明書による。

(5) 技術提案の採否 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と別途に

- 通知する。
- (6) 入札の条件 競争参加資格の確認の通知において、技術提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。
- (7) 総合評価の方法
- ① 標準点 入札説明書等に記載された要
求要件を實現できると認められた場
合には標準点として100点を与える。
- ② 加算点 技術提案の内容に応じて加算
点を与える。
なお、加算点の最高点は60点とする。
- ③ 施工体制評価点 施工体制に関する資
料の内容に応じて、施工体制評価点
を与える。
なお、施工体制評価点の最高点は30点
(品質確保の実効性15点、施工体制確保の
確実性15点)とする。
- ④ 総合評価 価格及び技術提案に係る総
合評価は、予定価格の制限の範囲内
の入札参加者について、上記①及び②
並びに③により得られる標準点、
加算点及び施工体制評価点の合計
を、当該入札者の入札価格で除し
て得た数値(以下「評価値」とい
う)をもって行う。
- (8) ヒアリングの実施(施工体制の審査) 入
札参加者のうち、その申込みに係
る価格が予決令第85条に基づく調
査基準価格(入札説明書の別紙を
参照のこと)に満たない者につ
いては、どのように施工体制を構
築し、それが施工内容の實現確
実性の向上につながるかを審査
するため、原則として、開札後
速やかに、ヒアリングを実施す
る。また、併せて、調査基準価
格を超える者についてヒアリン
グ(電話での確認行為)を実施す
る。
なお、ヒアリングの日時、場所、資料等

- は入札説明書による。
- (9) 落札者の決定方法は、標準案による施工計画、技術提案の場合は技術提案による施工計画及び価格をもって入札した者で、次の①から③の要件に該当する者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とする。
- なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。
- ③ 提出した技術資料等及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。
- (10) 配置予定技術者のヒアリング日時等の詳細については、入札説明書を確認すること。
- (11) 評価内容の担保技術資料等で提示された技術提案内容を遵守することについては、契約書に記載するものとする。受注者の責により評価した内容が満足できない場合は、工事成績評価点を減じる措置等を行う(入札説明書参照)。
- (12) その他の詳細については入札説明書による。

4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号(那覇第2地方合同庁舎2号館) 沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係 電話 098-866-0031(代表)(内線)2526、2527
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
- ① 交付期間：平成30年9月20日から平成31年1月17日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで。
- ② 場所及び方法：入札説明書は、電子入

札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記(1)にて交付するので、あらかじめ連絡すること。なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

- 1) 申請書及び確認資料：平成30年9月21日から平成30年9月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで。
- 2) 技術提案書：平成30年10月18日から平成30年11月14日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで。

② 場所及び方法：電子入札システムにより提出を行うこと。なお、申請書及び技術資料等が、3MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る、提出期限内必着)すること。

(4) 競争参加資格の確認及び一次審査結果通知
競争参加資格の確認及び一次審査は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、平成30年10月17日までに、競争参加資格の確認結果と一次審査に係わる評価の結果を電子入札システムにより通知する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

① 日時：入札の締め切りは、平成31年1月18日12時00分。開札は、平成31年1月22日14時00分。

② 場所：紙による持参の場合は、上記

- (1)へ持参すること。開札は、沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。
- (6) 二次審査における技術提案の採否の通知
二次審査における指定テーマに対する技術提案の採否については、平成30年12月27日までに電子入札システムにより通知するものとする。ただし、一次審査の審査評価点の合計が上位15者(ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む)以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わず、採否の通知も行わない。
- (7) 本工事は、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (8) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間：平成30年10月18日から平成31年1月18日まで(利付国債の提供の場合は平成30年12月27日まで)の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時15分まで。
- ② 場所及び方法：上記(1)に持参、郵送(書留郵便に限る、提出期間内必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る、提出期間内必着)により提出すること。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行那覇支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部)又は銀行等の保証(取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保

証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

- ② 契約保証金：納付（保管金の取扱店 日本銀行那覇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とす。ただし、評価値落札者となりべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法によつて算出された評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、落札者とならば、予令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予令第86条の調査を行うものとする（入札説明書参照）。

(5) 配置予定技術者の確認 落札者決定後、専任の配置予定技術者の配置が義務付けられていない工事において、CORINS等に依り配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないこととなる。なお、種々の状況からやむを得ないもの

- として承認されなかった場合には、申請書の
差し替えは認められない。また、申請書の
（６） 専任の配置予定技術者の配置が義務付け
られていた工事にもって契約する場合は、配
置予定技術者の配置を求めるとが
（入札説明書参照）。
- （７） 本工事に経常JVとして申請書を提出し
た場合、その構成員は、単体有資格業者と
して申請書を提出することはない。
- （８） 手続における交渉の有無無し。
- （９） 契約書作成の要否無し。
- （１０） 当該工事に直接関連する他の工事の請負
契約を当該工事の請負契約の相手方との
意契約により締結する予定の有無無し。
- （１１） 関連情報を入手するための照会窓口上
記４（１）に同じ。
- （１２） 一般競争参加資格の認定を受けていない
者の参加上記２（２）に掲げる一般競争参
加資格の認定を受けていない者も、上記４
（３）により申請書及び技術資料等を提出す
ることができ、競争に参加するに
は開札の時に、当該資格の認定を受け
なければならぬ。
- （１３） 本工事は、申請書及び技術資料等の提出
及び入札を電子入札システムで行うもので
あり、対応については詳細は入札説明書に
よる。
- （１４） その他、詳細については入札説明書によ
る。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasushi Nakajima, Director-General, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Description of work : FY2018 Akamine Tunnel (North side) construction
- (4) Application form and other documents should be submitted by the electronic bid system by 17:15 September 28, 2018. However, if you have the consent of the ordering party, bring or mail (limited to registered mail.) to it.
- (5) Candidate bidder need to bid by the electronic bid system by 12:00 of January 18 , 2019 (The open bill will be 14:00 on January 22 , 2019)
- (6) Contact : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau Cabinet Office, 2 - 1 - 1 Omoromachi, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0006 Japan. Tel 098-866-0031 ex. 2526, 2527